

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

受付印

8

整理番号, 7年度, 8年度, 特別徴収指定番号, 宛番号

所在地名, 市町村長, 令和, 年, 月, 日, 提出, 個人番号又は法人番号

フリガナ, 氏名, 生年月日, 元号, 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成, 年, 月, 日, 個人番号, 住所, 異動後, (ア) 特別徴収税額 (年税額), (イ) 徴収済税額, (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ), 例) 11月10日納期限分の場合→10月分, 異動年月日, 異動の事由, 異動後の未徴収税額の徴収方法

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。), 所在地名, フリガナ, 氏名, 担当, 電話, 特別徴収指定番号, 新しい勤務先へは, 月割額, 円, を, 月分, 受給者番号, 納入書の要否, 番号を記入

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。), 番号を記入, 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 徴収予定額 ((ウ)と同額)を右欄に記入, 左記の一括徴収した税額は, 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。), 番号を記入, 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。

Table with columns: 旧特別徴収処理欄, 7年度, 8年度, 月分以降の月割額は, 特別徴収義務者を変更, 普通徴収切替, 一括徴収, その他, 入力者, 点検

市町村処理欄, Table with columns A-F, G-L

1 本書は、特別徴収の(個人)の市町村民税・道府県民税・道府県民税(住民税)・森林環境税(国税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合には提出いただく用紙です。提出期限は、該月の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみ場合は、提出不要です。 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。また、訂正する場合は二重線で抹消してください。 3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。